

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第46回）

中国における訴訟前の行為保全
～訴訟前の行為保全が認められるための条件～

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

中国では民事訴訟法第104条により、訴訟前の行為保全措置を認めている。

「利害関係人が緊急の事態により直ちに保全の申請を行わず、利害関係人の正当な権利利益が回復不能な損害を受ける場合には、訴訟を提起または仲裁を申請する前に、保全すべき財産の所在地、被申立人の住所地、または事件の管轄権を有する人民法院に保全措置を申請することができる。」

本事件では拭き掃除ロボットに関する特許権を有する原告が競合である被告に対し訴訟前の行為保全措置を求め、第1審人民法院は行為保全措置を認めた¹。

最高人民法院は、緊急事態に該当することなく、また社会公共利益を害することもないことから行為保全措置を認めた第1審判決を取り消した²。

2. 背景

原告は自動拭き掃除ロボットに関する発明特許権を所有している。2024年6月3日原告は、被告の製造販売する自動拭き掃除ロボットが特許権侵害に該当するとして、福建省泉州市中級人民法院に被疑侵害製品の訴訟前の行為保全申請を行った。具体的には被告の自動拭き掃除ロボットP10Proの製造、販売の申出、及び販売の即時停止を求めた。

原告は、行為保全申請に伴い浙江省知識産権研究サービスセンターによる「特許侵害比較分析報告書」を提出した。当該報告書は、被疑侵害製品が、特許請求の範囲内にあることを示しており、特許権侵害の可能性が高い。また侵害の規模が大きく、その傾向が拡大していくことが予想されるため、対応する侵害の可能性を阻止することが急務である。当該措置が講じられなかった場合、原告の正当な権利利益に回復不能な損害を与えることになり、その損害は行為保全措置を講じることにより被告に生じる損害を大幅に上回ることになる。また、本件に係る特許製品および被疑侵害製品はいずれも掃除ロボットであり、行為保全措置を講じることが社会公共利益を損なうものではない。以上の理由により一審法院は訴訟前の行為保全を認めた。被告は判決を不服として最高人民法院に控訴した。

1 福建省泉州市中級人民法院2024年6月5日判決（2024）閩05行保1号

2 最高人民法院2024年7月3日判決（2024）最高法知民復1号